

在留カードをお持ちのお客さまへ

平素より、みずほ銀行をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

このたび、みずほ銀行では、マネー・ローンダリング対策の一環として

2019年6月10日より、口座開設の際には、在留カードにより在留期限・就労制限・在留カード番号を確認させていただきます。

なお、お申込時点で在留期間が3ヵ月未満の場合は口座開設をお受けすることができません。

また、口座開設後、在留期限を超過した場合は、お取引の一部に制限がかかる場合がございますので、在留期限を更新した際は、必ずみずほ銀行にお届けいただきますようお願いいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。